

申請、届出内容の補正を要する場合の取扱いの変更について

過去の届出や申請（申請中も含む）の内容が誤っていた場合、これまで原則として「取下げ」をお願いしておりましたが、今後当面の間、「補正書」による補正方法の導入を試行します。（つまり、誤りの内容が軽微な場合は「取下げ」不要とします。）

1 補正方法

申請、届出内容に軽微な誤りがあった場合、次の書類を監理課建設業班へ持参又は郵送で提出してください。（申請、届出内容が変わるような補正の場合等、内容によっては「軽微な誤り」とは認められず、取下げが必要な場合もあります。）

<提出書類> 部数に注意してください！！

- ① 補正書（別紙様式によること） : 3部
- ② 誤りの部分を補正した正しい書類 : 3部

2 導入時期

令和2年3月16日（月）から補正書による補正を受け付ける。

3 経営事項審査について

- ・経営事項審査の現地審査受審の際、提出済の事業年度終了報告の内容に軽微な誤りが判明した場合（例：工事経歴書の金額が誤っていた場合、財務諸表の記入欄が誤っていた場合等）は、そのことだけで経営事項審査は保留とはなりません。その場合、現地審査終了後速やかに、上記1の補正方法により、事業年度終了報告の補正が必要です。
- ・ただし、経営状況分析のやり直しの必要が生じた場合や虚偽の申請が疑われる場合等は、従前どおり経営事項審査は保留となります。

4 注意事項

- ・申請、届出の内容は当初から正確に記入してください。提出義務がある届出の未提出はもちろん、虚偽の記載をして申請、届出等を行った場合、建設業法に基づく行政処分や刑事罰の対象となる場合があります。
- ・事務処理上問題となるため、技術者資格者証の「原本」や県民局調査において必要となる契約関係書類等の内容、所在を提出前に必ず確認願います。
- ・行政書士が作成した書類の補正を行う場合は、補正書へ行政書士の記名、職印の押印をお願いします。
- ・今回試行の方法について、将来的に同様の方法を継続するかについては、制度の運用状況等を踏まえつつ、後日改めて判断します。

【問い合わせ先、書類郵送先】

岡山県土木部監理課建設業班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話番号：086-226-7463（直通）